

あんしんとやすらぎの住生活
国土交通省と厚生労働省、地方公共団体等の連携による
あんしん賃貸支援事業

A N S H I N C H I N T A I



国土交通省
厚生労働省

「借りたいのに借りられない…」をサポートします。

高齢者、障害者、外国人、子育て世帯の居住ニーズに対応し、民間賃貸住宅ストックを有効活用することにより、よりスムーズな入居を、より安定した住生活を応援します

あんしん賃貸支援事業は、民間賃貸住宅の市場において、高齢者、障害者、外国人及び子育て世帯の入居を受け入れることとする民間賃貸住宅に関する情報などを提供するとともに、様々な居住支援サービスの提供を促すことにより、高齢者等の居住の安定確保と安心できる賃貸借関係の構築を目的とし、国土交通省において実施する事業です。

高齢者等の入居をサポートする仲介事業者として都道府県に登録された不動産店

あんしん賃貸住宅協力店

あんしん賃貸住宅の登録促進や仲介等を通じて高齢者等の円滑な入居に関する助言等を行う協力店に関する情報(名称・住所・連絡先等)

居住支援に関する情報

市町村の住宅部局・福祉部局 など

市町村が自ら行う居住支援施策(活動)に関する情報等(居住サポート事業など)



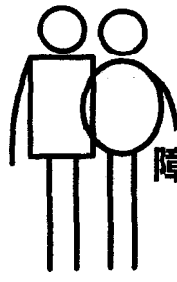
子育て世帯

【対象】

高齢者世帯、障害者世帯、外国人世帯、子育て世帯であって、家賃等を適正に支払い、地域社会の中で自立した日常生活を営むことができる方(居住支援を受けることによって自立することが可能となる方を含む。)



高齢者



障害者

協定など

不動産関係事業者団体
協定を締結した団体又は支部等を経由

高齢者等の入居を受け入れることとして都道府県に登録された賃貸住宅

あんしん賃貸住宅

賃貸住宅に関する情報(賃貸住宅の所在地・戸数・家賃・規模・構造・階数・バリアフリー状況等)



外国人

入居の円滑化及び居住の安定確保を支援することとして都道府県に登録された団体

あんしん賃貸支援団体

社会福祉法人、NPO法人等があんしん賃貸住宅への入居(希望)者等に対して行う、各種の居住支援サービスに関する情報(団体名・支援内容・対象エリア等)

登録情報の提供

登録機関(都道府県)

あんしん賃貸住宅/あんしん賃貸住宅協力店/あんしん賃貸支援団体の登録情報については、都道府県が登録簿を閲覧に供するとともに、ホームページにより情報提供します。

あんしん賃貸住宅の情報はこちらから…

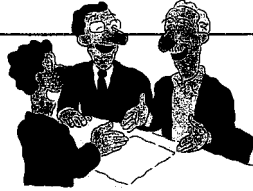
<http://www.anshin-chintai.jp/>

(財)高齢者住宅財団 TEL 03-3206-6437

高齢者等の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進し、安心できる賃貸借関係の構築を実現するため、居住に関する各種サポートの提供を促します。

入居前の支援

■ 契約手続きの立ち会い



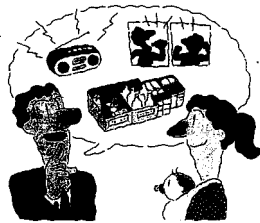
賃貸借契約の立会い及び介添えを行い、トラブルを未然に防止します。

■ 通訳派遣



言葉や生活習慣の違いによる不安や心配を解消し、トラブルを未然に防止します。

■ 生活ルール等の説明



集合住宅の住まい方や近隣への配慮事項など生活ルール等の説明により、トラブルを未然に防止します。

■ 市場慣行についての説明



複雑な市場慣行(一時金の性格など)を事前にきちんと理解してもらうことにより、退去時等のトラブルを未然に防止します。

入居後の支援

■ 電話相談



借主、貸主のいずれかが困っているときに、電話での相談に応じ、不安や悩みの解消を図ります。

■ トラブル時の対応



トラブルが生じた際に、対応の手助けをして迅速かつ穏便な解決を図ります。

■ 見守り・医療機関との連携



電話等による安否確認や、服薬に係る相談対応などを行うとともに、必要に応じて医療機関に連絡等を行い、事故等を未然に防止します。

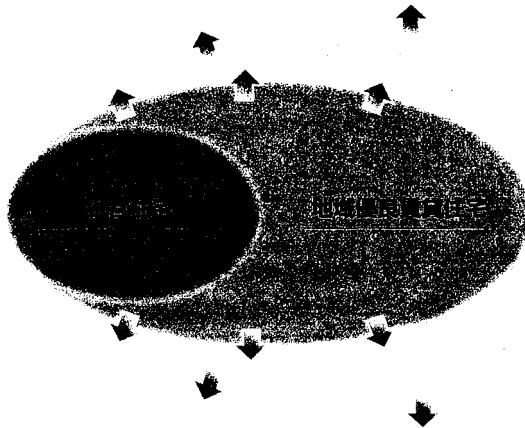
■ 緊急時の対応



入居者が事故、死亡等に至った際の関係行政機関、連帯保証人、緊急連絡先等への連絡、相談等をサポートします。

◇地域により支援メニューは異なります。(地域ごとの支援メニューは「あんしん賃貸住宅」のホームページに掲載されています。
なお、支援サービスには有料のものがあります。) ◇あんしん賃貸住宅への入居に際しては、通常の入居審査を経る必要があります。

住宅セーフティネットの機能向上



入居の円滑化のための枠組みの整備

あんしん賃貸支援事業

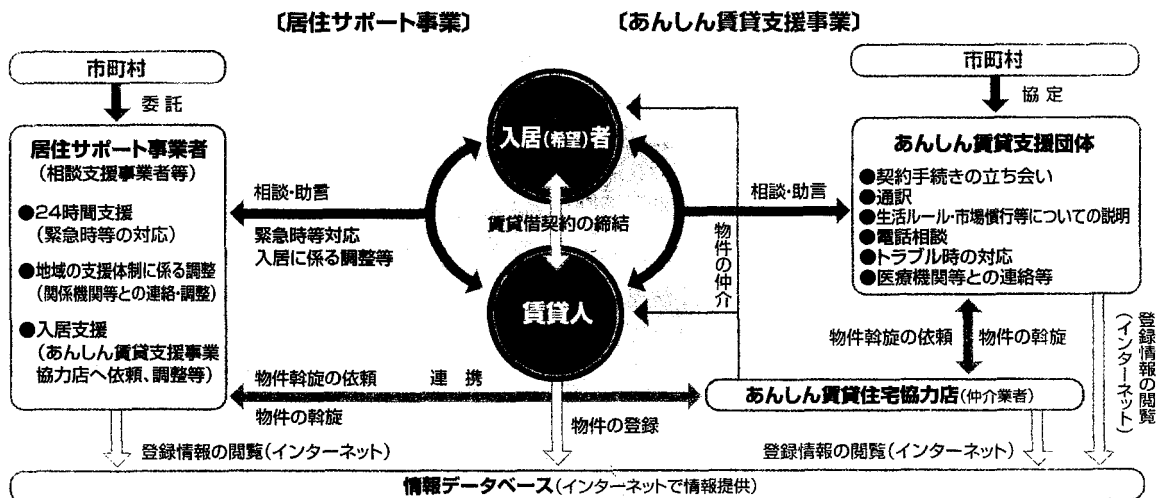
地方公共団体、NPO・社会福祉法人、不動産関係事業者等が連携し、高齢者、障害者、外国人、子育て世帯の入居を受け入れることとする民間賃貸住宅等の登録や居住に関する各種サポートを行うことにより、高齢者等に対する重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築を目指します。

厚生労働省による「居住サポート事業」との連携 ～ 障害者の賃貸住宅への入居支援 ～

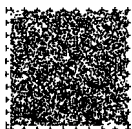
障害者自立支援法が目指す障害者の地域生活移行の推進を実現するためには居住の場を確保することが重要であり、賃貸住宅への入居を支援する観点から、厚生労働省において地域生活支援事業の一環として「住宅入居等支援事業(居住サポート事業)」を推進しています。なお、障害者の民間賃貸住宅への入居の円滑化を図るためには、各自治体・地域における福祉部門と住宅部門が連携して、居住サポート事業とあんしん賃貸支援事業を推進することが不可欠と考えられます。

「居住サポート事業」と「あんしん賃貸支援事業」の連携のあり方(例)

- ①あんしん賃貸住宅の登録促進及び情報の提供等については、あんしん賃貸支援事業の協力店(仲介業者)が行う。【住宅部門が担当】
- ②障害者の居住支援(緊急時等の対応、地域の支援体制に係る調整等)については、居住サポート事業者(相談支援事業者等)が行う。【福祉部門が担当】(地域において公的保証人制度が有る場合には、必要に応じてその利用支援を行う。)
- ③入居時の支援(入居に係る調整、契約時の立ち会いその他相談・助言等)は、必要に応じて協力店と居住サポート事業者が連携して行う。【連携】



これは視覚障害の方への配慮として、音声で情報提供するためのSPコードです。SPコードは、専用読取機により記録されている情報を音声で聞くことができます。



国土交通省

住宅局住宅総合整備課
TEL 03-5253-8111

厚生労働省

雇用均等・児童家庭局総務課
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
老健局振興課
TEL 03-5253-1111